

「障害者差別を受けたと思った事例」、 「障害のある方への配慮の良い事例」などを募集します

1 目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、平成 25 年6月に制定され、平成 28 年4月に施行となります。

この法律は、民間事業者や行政機関を対象に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある方への配慮の実施(合理的配慮の提供)などを定めています。また、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現していくため、国民の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に努めなければならないことを定めています。

そこで三芳町では、今回、法律の施行に向けて、「どのようなことが障害者差別になりうるのか」、また、「障害のある方にとってどのような配慮が必要なのか」を多くの方々に知っていただき、みんなで考えていくために、障害者差別を受けたと思った事例や、障害のある方への配慮に関する事例などを広く募集することにしました。

寄せられた事例は、障害者差別解消の今後の具体的な取組の検討資料にもさせていただきます。これまでに経験したことや、見かけたことなどの事例をお寄せください。ご協力をお願いします。

2 募集内容

「障害者差別を受けたと思った事例」、「障害のある方への配慮の良い事例」などを募集します。

次の①と②、いずれか一方の事例を応募することも、両方の事例を応募することもできます。

勤務先や通所先、学校、住まい(家庭やグループホームなど)、交通機関や道路、お店、病院、役所の窓口、公共施設、イベント会場、その他日常生活のさまざまな場面で、これまでに経験したことや、見かけたことなどをお寄せください。※応募内容の公表や目的外での使用は致しません。

①障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

(1) 差別を受けたと思ったこと、嫌な思いをしたこと、適切な配慮がなくて困ったこと、又はそれらを見かけたことについて教えてください。

【具体例】 3ページの参考例もご覧ください。

- ・障害があるという理由で、アパートを貸してくれなかった。
- ・お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。
- ・点字ブロックの上に自転車が置かれ、歩くのに困ってしまった。 など

(2) (1)の事例について、「こうしてほしかった」、「こうした方がよい」と思ったことがあれば、その内容を教えてください。ない場合は記入しなくても差し支えありません。

【具体例】・誰かに相談したかった。・障害のことをきちんと説明させてもらいたかった。
・誰かに助けてほしかった。・できること、できないことを聞いてほしい。など

※記載例①もご覧ください。

②障害のある方への配慮の良い事例

障害のある方への配慮として良いと思ったこと、配慮があつて助かったこと、又はそのような配慮を見かけたことや、あつたら良いと思う配慮について教えてください。

【具体例】・銀行窓口で、聴覚障害のある人に筆談や手話で説明していた。
・点字ブロックが目的の施設まできちんと設置されていた。
・発達障害のある人への説明は、資料などの視覚的情報も用意するとよいと思う。
・多くのイベントのお知らせにルビがふられるようになったらよいと思う。など

※記載例②もご覧ください。

3 募集対象

三芳町にお住まいの方、又は三芳町に通学・通所・通勤している方

4 募集期間

平成27年10月1日(木)から平成27年10月30日(金)まで

5 応募方法

応募用紙にご記入の上、以下の宛先まで、郵送、FAX、又はEメールでお送りください。(持参可)

住所 〒354-8555 三芳町藤久保1100番地1

三芳町福祉課障がい者支援担当あて

FAX 049-274-1051

Eメール fukushi@town.saitama-miyoshi.lg.jp (応募用紙を添付、又はメール本文に直接記載)

6 留意事項

- (1) 事例については、どのような場面(場所)であったことなのかが分かるよう、なるべく具体的にお書きください。ただし、個人が特定される情報(住所、氏名など)は書かないでください。
- (2) 「障害者差別」の範囲は特に定めていません。ご自分の考えで書いていただいて構いません
- (3) お寄せいただいた事例、ご意見等への回答は行いません。ご了承ください。
- (4) 言葉の意味や内容が分からないときや、ご自身で記入や応募ができない方は福祉課へご相談ください。

参考例

差別を受けたと思ったこと、嫌な思いをしたこと、適切な配慮がなくて困ったことの例

事例の場面	事例の内容(参考例)
勤務先・通所先で	<ul style="list-style-type: none"> ・いつも簡単な仕事、作業しかさせてくれない。 ・仕事がうまく進められないとき、職場の人に理解してもらえなかった。
学校で	<ul style="list-style-type: none"> ・希望するクラブ活動や学校行事に参加させてもらえなかった。
住まい(施設等)で	<ul style="list-style-type: none"> ・自分でお金の管理がしたかったのに、させてもらえなかった。
交通機関・道路で	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の遅れの説明が車内放送のみで状況が分からなかった。(聴覚障害) ・混んでいる電車の中で周りの乗客から嫌な顔をされた。(車いす利用) ・点字ブロックの上に自転車が置かれ、歩くのに困ってしまった。(視覚障害) ・建物の入口に段差があって、自力では車いすで入れなかった。
お店・病院で	<ul style="list-style-type: none"> ・障害があることを理由にアパートを貸してもらえなかった。 ・車いすを利用していることを理由に入店を断られた。 ・緊急時に知らせることができないとして、スイミングクラブの入会を断られた。 ・障害があることを理由に診察をしてくれず、他の病院を紹介された。
役所の窓口等で	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所からのお知らせにふりがながなく、内容がすぐには分からなかった。 ・福祉サービスの利用について、家族にしか希望を聞いてくれなかった。
公共施設で	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会に行ったが、手話通訳等による情報伝達がなかった。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の役員を決めるときに、何も聞かれずに外された。 ・誘導してくれて大変有難かったが、白杖をつかんでの案内で困ってしまった。

【問い合わせ先】 三芳町福祉課障がい者支援担当

電話 : 049-258-0019 (内線178)

FAX : 049-274-1051

Eメール: fukushi@town.saitama-miyoshi.lg.jp

障害者差別解消法の詳細については、
内閣府のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



内閣府パンフレット
(わかりやすい版)